救急救命業務の民間委託 (徳島県勝浦町)

取組概要

勝浦町は全国で数少ない「常備消防未設置の町村」です。消防本部がないため、救急車の運行についてはこれまで役場職員による「役場救急」にて救急搬送を行ってきました。しかし、これでは医療行為ができないため、民間の救急救命士に救急救命業務を委託することにより、救急車内での医療行為が可能となりました。

取組の効果

救命士が病院選定を行うようになり今まで受け入れてもらえなかった病院にも患者の受入がしてもらえるようになりました。取組の効果としては、救急処置ももちろんですが、大きな効果として、救急現場での「的確な判断」だと考えています。

創意・工夫した点

勝浦町では徳島県メディカルコントロール協議会に加入することにより、県内の医療機関へ患者搬入が可能となり、他の消防本部並の救急医療体制を構築できるようにしました。

他団体へのアドバイス

現行の法制度では民間救急に関する部分 でグレーの部分が多く、慎重な検討が必要 です。

人口 5374人(H30.1.1現在)

担当 企画総務 課



勝浦町で勤務する救急救命士



救急救命士の訓練風景